

中国四国農政局消費・安全部地域第四課、岡山統計・情報センター交渉  
(全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会)

議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成22年12月13日(月) 18:00～18:25(25分)
- 2 開催場所：中国四国農政局厚生庁舎別館2階中会議室
- 3 出席者：中国四国農政局消費・安全部地域第四課 吉村 明憲 課長  
中国四国農政局岡山統計・情報センター 寒川 好美 センター長  
同 木村 康弘 次長  
  
全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会 原田 英司 委員長  
同 竹田 一史 書記長  
同 浅木 浩二 執行委員  
同 森田 真寿美 執行委員

- 4 議 題：全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会提出 別添「要求書」

5 議事概要

○原田委員長

10月26日に中央で全農林要求第1号を農林水産副大臣に提出し、12月3日に回答交渉をおこなっている。

分会としては、12月8日付で「要望書」として提出しているが、制度・政策に係わる要望であり適切な対処をお願いしたい。

あわせて、職場要求として「10全農林中四国岡山要求第1号」を提出するのでよろしく願います。

○寒川センター長

昨年7月の新たな労使関係の構築に関する基本方針の策定以降第2回目の交渉で、今回は地域第四課と岡山統計・情報センターの交渉となるが、今後とも健全な労使関係を構築していきたいと考えているのでよろしく願います。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき予備交渉の段階で取り決めた交渉対象事項を地域第四課分は地域第四課長から報告し、岡山統計・情報センター分は私から報告し、それを前提として交渉を開始する。

当該職場における超過勤務縮減対策については、勤務条件に関する事項であり国家公務員法第108条の5第4項の規定による権限内事項に該当すると考えられるため、同条に基づき交渉の対象とする。

ただし、超過勤務については、命令行為で行う、予算執行をどの様に行うかという事項であり、国家公務員法第108条の5第3項の規定による管理運営事項に該当するため、交渉の対象としない。この取扱いは「農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本方針(平成21年7月16日新たな労使関係構築検討会決定。以下「新たな

労使関係の基本方針」という。) IIの1の(3)(交渉の対象となる事項要件)の④にも明記されている。

○吉村地域第四課長

要求書の「超過勤務縮減」については、国家公務員法第108条の5及び「新たな労使関係の構築に関する基本方針」IIのIの(3)に定められた要件を満たすため交渉対象とすることとして整理した。

○竹田書記長

別添「10全農林中四国岡山要求第1号」の読み上げ

○寒川センター長

超過勤務の縮減については中国四国農政局の方針にも則り、当センターでは毎週水曜、金曜を「定時退庁日」として、終業前に声かけをさせていただいている。また、水曜・金曜日、超過勤務中でも早期退庁の声かけをさせていただいている。

当職場では、周期年や数年に一回の調査、農・林・漁業など季節性のある業務の性質上、調査結果の取りまとめ集計など忙しい時期が偏ることがある。今年の現状を申し上げますれば、本年度4月から11月まで一人あたりの平均時間で157%増加している。原因として農業経営統計調査・面積調査・水稻調査が主な要因となっている。

このようにセンター業務は年によって、あるいは季節ごとに繁忙があるのは事実であり、一部のものに偏る事もあるが、主務者には担当分野ごとの進行管理に一層の気配り目配りをお願いするとともに、これまで同様に所内ミーティングなどの各種機会を通じて各業務の進行状況などを共有し、一層の平準化に努めて参る所存である。

また、職員の皆さんには、これまで同様、不要不急の超過勤務をしないこと、仕事の優先順位を意識し、早め早めの報告、連絡、相談で問題・課題のあと送りをしないことなどをお願いするとともに、超勤縮減を意識して、個別業務それぞれのスケジュールに沿った具体的な進行管理を改めてお願いしたい。

また職員団体においてもこの要求内容は団体内でご共有いただいていると思うが、職員の健康維持・管理の面からも、今後とも縮減対策にご協力いただくよう、お願いしたい。

○吉村地域第四課長

H.22年度11月末現在、超勤の対象職員数が前年同期の13人から9人に4人(約3割)減少し、超過勤務の1人当たり月平均時間は前年同期に比べ約9割増加している。

増加の主な要因は、8、10、11月に、牛トレーサビリティ流通調査の牛DNA不一致及び食品表示の不適正表示についての疑義事案発生のため、調査の取りまとめと報告に早急な対応を要したためである。

11月末現在、超過勤務時間の多い者は、共に食品表示不適正表示の疑義事案関連である。

超過勤務縮減は、職員の健康維持、コスト意識による業務推進のうえで、メリハリのある業務運営が重要だと認識している。

地域第四課においては、現在、以下の事項に取り組み、超過勤務縮減に努めている。

- ①超過勤務縮減委員会を定期的を開催し、意見交換を行い、超過勤務の多い職員について、超過勤務の要因、縮減取組の改善策の検討を行う
- ②定時退庁日における声かけ等の定時退庁の指導を行う
- ③超過勤務命令に当たっては、事前に業務内容、必要性を精査する
- ④超過勤務命令は勤務時間内に行うよう心掛ける
- ⑤土曜日・休日は、原則として超過勤務を命じない、イベント等止むを得ない出勤については、原則として振替休日等で対応する
- ⑥活動計画表、行事予定表等のスケジュール作成により、業務の計画的運営を行う
- ⑦必要があるときは、応援体制による業務の平準化を行う

なお、H22年度は人員が当初2名減員（現在は4名減員）となった中で、前年度、比較的恒常的に超勤が多かった消費・安全業務に厚く人員を配置するなど業務量の平準化に努めた。また、牛トレサ流通臨時調査では、課内表示・規格担当の応援により調査を実施し、食品表示任意調査では、課内総務担当による応援のほか、局へ応援要請し地域第一課の応援協力により調査を実施した。

今後、超過勤務縮減の具体的取組として次のことに努めたい。

- ①超過勤務で対応・処理する業務は、緊急事項のみとし、職員の健康管理に留意しつつ命令する
- ②超過勤務命令に当たっては、事前の業務内容・必要性の精査を徹底する
- ③短期間に集中して処理すべきものは、応援しやすい方法を工夫して、課全体で応援に取り組んで行く
- ④定時退庁日には、定時退庁の指導を徹底する
- ⑤長時間の超過勤務については、原因を検証し、必要に応じて業務の在り方や処理方法の見直し等の改善策を講じる

なお、今後も、米トレサビリティ、6次産業化、戸別所得補償などの業務の増加が見込まれるため、応援体制による業務の平準化を進めるなど、業務が特定の職員に偏らないよう指導し、引続き超過勤務の縮減に取り組んで参りたい。

#### ○原田委員長

人員減や新規業務により超過勤務が増加していることは理解できる。組合としても超勤縮減について意識して対応していきたい。

当局としては一部の係・個人に偏らないように超勤縮減に対する対応策を今後もとっていくと述べられたので、それを持って今回の要求書の回答として受け取ることとしたい。

#### ○寒川センター長

今後も特定のものに偏らないよう、話し合いの場を持ちながら超勤縮減に取り組んでいきたい。

10全農林中四国岡山要求第1号  
2010年12月13日

中国四国農政局消費・安全部  
地域第四課長

吉村明憲 殿

全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会  
委員長 原田 英司



## 要 求 書

私たちは、第4回分会大会での論議を踏まえ、職場課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

## 記

- 1 超過勤務を命令する管理職が責任を持って、事前命令の徹底や実効ある超過勤務対策を実施し、超過勤務の縮減を図ること。

以 上

10全農林中四国岡山要求第1号  
2010年12月13日

中国四国農政局岡山統計・情報センター  
センター長 寒川好美 殿

全農林労働組合中国四国地方本部  
岡山分会委員長 原田英司



### 要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。  
これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

### 記

- 1 厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施により超過勤務の縮減を図ること。